

# 一般社団法人 島根県助産師会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人島根県助産師会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を島根県出雲市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、助産師相互の親睦と職業的地位の向上を図ると共に専門的学術の研究につとめ、併せて母子保健に関する知識の普及並びに家族保健及び母性保護の改善に貢献することを目的として次の事業を行う。

- 1 母子保健の普及指導に関する事業
- 2 助産業務の振興に関する事業
- 3 助産師育成に関する事業
- 4 母子保健の調査研究に関する事業
- 5 助産所経営の改善に関する事業
- 6 会員相互扶助に関する事業
- 7 母子保健事業の実施
- 8 その他目的達成上必要な事業
- 9 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい掲示板に掲示する方法により行う。

## 第2章 会 員

(入 会)

第 5 条 当法人の会員は社団法人日本助産師会の会員（社団法人日本助産師会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第100条に規定する認定（以下、「公益認定」という。）を受けた場合はその認定を受けた当該公益社団法人（以下、

「公益社団法人日本助産師会」という。)の会員)でなければならない。

- 2 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。
- 3 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。
- 4 当法人の会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員である。

(経費等の負担)

- 第 6 条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第 7 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 当法人を退会したとき又は社団法人日本助産師会会員（社団法人日本助産師会が公益認定を受けた場合は公益社団法人日本助産師会会員）でなくなったとき。
  - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
  - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
  - (4) 1年以上会費を滞納したとき。
  - (5) 除名されたとき。
  - (6) 総会員の同意があったとき。

(退 会)

- 第 8 条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

- 第 9 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める会員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

- 第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 会 員 総 会

(総 会)

- 第11条 会員総会はすべての会員をもって構成する。
- 2 この定款の会員総会をもって、一般法人法の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 会員の除名
- (6) 理事会において会員総会に附議した事項
- (7) 前号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第13条 当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 会員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、前項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議決権)

第16条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 会員総会の議長は、当該会員総会前に開催した理事会で会員の中から選出し、当該会員総会の承認を受けるものとする。ただし、当該会員総会において議長を選出することもできる。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員等

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上15名以内

常任理事 3名以上5名以内

監事 2名以内

2 常任理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、3名以上5名以内を常任理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 代表理事は、理事会の決議によって常任理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。

3 会長及び常任理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、代表理事は継続して3期を超えることはできない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、第19条に定める定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

第24条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、会員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第26条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会及び常任理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

- 2 当法人に常任理事会を置く。
- 3 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 4 常任理事会は、すべての常任理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職
- (4) 理事会は常任理事会に業務執行の決定を委任することができる。但し、代表理事の選定及び一般法人法第90条第4項に定める事項についてはこの限りではない。

(招集)

第29条 理事会及び常任理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を、各常任理事が常

任理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 常任理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する常任理事を除く常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

4 第2項の規定は常任理事会の決議について準用する。この場合において、一般法人法第96条中「理事」とあるのは、「常任理事」と読み替えるものとする。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 常任理事会の議事については、理事会に準じて議事録を作成する。

4 常任理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会・常任理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

2 常任理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、常任理事会において定める常任理事会規則による。

## 第6章 専門部会及び委員会

(専門部会)

第33条 当法人に、助産所部会、保健指導部会及び勤務助産師部会を置き、会員はこれらの部会のうちいずれかの部会に所属するものとする。

2 助産所部会は、主として分娩を取り扱う助産所を開設又は運営する会員をもって組織し、助産所を開設又は運営する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。

3 保健指導部会は、主として保健指導を業とする会員をもって組織し、保健指導に従事する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。

4 勤務助産師部会は、主として病院等に勤務する会員をもって組織し、病院等に勤務する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。

5 各部会の運営に関し必要な事項については、理事会の議決を得て会長が専門部会規程に定める。

(委員会)

第34条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類及び監査報告は、定時会員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
  - 3 当法人は、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第39条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	原 正子
設立時理事	吉川和恵
設立時理事	加瀬部洋子
設立時理事	上野繁子
設立時理事	原 百子
設立時理事	福本直美
設立時理事	川島由紀江
設立時理事	菱本敏美
設立時理事	木村理恵
設立時理事	濱村幾代
設立時理事	佐々木真由美
設立時理事	橋岡貴志子
設立時理事	大畑和子
設立時理事	藤野千恵美
設立時常任理事	原 正子
設立時常任理事	吉川和恵
設立時常任理事	加瀬部洋子
設立時常任理事	上野繁子
設立時常任理事	原 百子
設立時監事	北村一恵
設立時監事	吉野順子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第40条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所	島根県出雲市多伎町多岐581番地1
		氏名	森 脇 正 子
	2	住所	島根県出雲市佐田町大呂279番地
		氏名	一ノ名 緑



(法令の準拠)

第41条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人島根県助産師会を設立するため、設立時社員森脇正子及び一ノ名緑の定款作成代理人である司法書士塩冶敬は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成23年5月7日

一般社団法人島根県助産師会

設立時社員 住所 島根県出雲市多伎町多岐581番地1  
氏名 森脇正子

設立時社員 住所 島根県出雲市佐田町大呂279番地  
氏名 一ノ名 緑

上記設立時社員の定款作成代理人

島根県松江市北田町103番地5

司法書士 塩 冶 敬

(定款の一部変更)

平成26年4月29日 定款第2条 変更

平成29年4月29日 定款第23条第1項変更